

使用責任者の職務と内容等

島根県立学校体育施設開放要綱第7条の規定に基づき、以下使用責任者の職務と内容等に関する基本的事項を定める。

使用責任者は、施設を使用するに当たっては、次の事項を履行するとともに、使用者を指導統括し、開放に伴う一切の責任を負うものとする。

- 1 学校に登録申請書を提出すること。
- 2 学校に使用申請書を提出すること。
- 3 使用に当たっては、使用許可書を持参すること。
- 4 使用日時の変更が生じた場合は、速やかに当該校長あて連絡すること。
- 5 施設の開錠、施錠及び管理の引継ぎについての責任を持ち、その方法については、当該校長の定める規定に従うこと。
- 6 開放施設設備の維持管理にあたること。
- 7 使用中に事故及び火災が発生しないよう十分注意すること。
- 8 運動場に車を乗り入れたり、所定の駐車場所以外に駐車しないよう注意すること。
- 9 マナー等について特に留意し、他人に迷惑をかけたりしないこと。
- 10 施設用具等の全部又は一部を滅失又はき損した場合は、直ちに施設用具破損届を当該校長に提出するとともに、それによって生じた損害を当該校長の指示に従って賠償すること。
- 11 使用中に重大な事故が発生したときは、直ちに当該校長に連絡するとともに、事故発生状況報告書を提出すること。
- 12 使用後、施設用具の点検をするとともに原形に復し、速やかに使用報告書を提出すること。
- 13 その他当該校長の指示に従うこと。